

2024年12月19日
衆議院議員 柚木道義

ご連絡

本日、マイナ保険証利用登録の解除件数について厚生労働省から説明を受けました。(別添:「マイナ保険証利用登録の解除件数について」(御報告)をご参照ください)

※公表は本日、10時以降でお願い致します

- マイナ保険証利用登録の解除理由
 - ・マイナ保険証への不安から資格確認書を使用したい
- マイナ保険証利用登録の解除年代
 - ・高齢者だけではなく、40歳代、50歳代も多い

私、柚木道義は今後、昨日、厚生労働委員会質疑において提案した通り、今後のマイナ保険証利用登録の解除状況・マイナ保険証のトラブルを注視し、トラブル防止のためには、今後、紙の保険証との併用が即効性、実効性があると考えております

マイナ保険証の利用登録の解除件数について
(御報告)

令和6年12月19日
厚生労働省保険局

- 12月18日(水)の衆議院厚生労働委員会において、立憲民主党の柚木道義議員より、マイナ保険証の利用登録の解除件数について最新の件数を報告することが求められ、理事会で協議することとなりました。
- 解除件数については、急ぎ速報値として集計を進め、11月30日までの件数は 13,147 件となりますので御報告いたします。
なお、本日(12月19日)10時開催の社会保障審議会医療保険部会において公表する予定です(10月末から11月末までのマイナ保険証の利用登録増加件数(1,271,983件)もあわせて公表)。
- 詳細な御説明が必要でしたら、下記の問い合わせ先まで御連絡いただけますと幸いです。
よろしくお願い申し上げます。

別添

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

(医療保険者等名) 殿

令和 年 月 日

解 除 申 請 者	フリガナ			生年	大正・昭和			
	氏名			月日	平成・令和 年 月 日			
	住所	(郵便番号 -)						
		都道			市区			
		府県			町村			
	連絡先	電話番号						
Email								
被保険者等記号・番号	被保険者等記号		番号		枝番			
マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請します。 ※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。 ※利用登録の解除を申請した方には、保険者から資格確認書を交付します。解除後、医療機関・薬局を受診等される際には資格確認書の持参が必要です。 ※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、1～2か月程度時間がかかる場合があります。 <p style="text-align: right;">署名: _____</p>							

(解除を希望する理由)

- ※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
- ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。
- ※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人により申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

(注) 解除申請後から解除がなされるまでの間(1～2か月程度)に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。